

■ 4条1項11号

不服 2024-004139

<本願商標>

「金沢まごころ歯科」(標準文字)

第44類「医療情報の提供, 健康診断, 歯科医業, 調剤, 医療用機械器具の貸与」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標: 「まごころ歯科」(標準文字)

第44類「歯科医業, 調剤, 医療情報の提供, 医療用機械器具の貸与」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「金沢まごころ歯科」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同種文字を、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまりのよい構成よりなるもので、特定の文字部分だけが独立して看者の注意を引くようなものではないから、全体をして一連一体の語を表してなると認識できるものである。

また、本願商標の構成中「金沢」の文字部分は、「石川県中部、金沢平野中央の市」や「姓氏の一つ」の意味を、「まごころ」の文字部分は、「いつわりのない真実の心」の意味を、「歯科」の文字部分は「医学の一分科。歯およびその支持組織の治療・矯正・加工などを扱う。」の意味(いずれも、「広辞苑第七版」参照)を有する語であるものの、構成文字全体として成語となるものではなく、各語の語義を結合した意味合いも漠然としており、何らかの歯科(医院)の名称を表してなることを連想させ得るとしても、具体的な意味合いまでは直ちに認識させるものではない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「カナザワマゴコロシカ」の称呼を生じるが、特定の観念を生じない。

(2) 引用商標について

引用商標は、「まごころ歯科」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「まごころ」の文字部分は、「いつわりのない真実の心」の意味を、「歯科」の文字部分は「医学の一分科。歯およびその支持組織の治療・矯正・加工などを扱う。」の意味（いずれも、前掲書参照）を有する語であるものの、構成文字全体として成語となるものではなく、各語の語義を結合した意味合いも漠然としており、何らかの歯科（医院）の名称を表してなることを連想させ得るとしても、具体的な意味合いまでは直ちに認識させるものではない。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「マゴコロシカ」の称呼を生じるが、特定の観念を生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、語尾の「まごころ歯科」の構成文字を共通にするが、語頭の「金沢」の文字部分の有無により、全体としては異なる語となり、判別は容易である。

また、称呼においては、語尾の「マゴコロシカ」の音を共通にするとしても、語頭の「カナザワ」の構成音の有無により、全体の語調、語感は明らかに異なるから、聴別は容易である。

さらに、観念においては、いずれも特定の観念を生じないから、比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別は容易だから、これを同一又は類似の役務について使用しても、役務の出所について混同を生じるおそれはなく、両商標は類似する商標とは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

そうすると、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「金沢まごころ歯科」と引用商標「まごころ歯科」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別は容易だから、これを同一又は類似の役務について使用しても、役務の出所について混同を生じるおそれはなく、両商標は類似する商標とは認められない、と判断されました。

審決でも述べられているように、本願商標を構成する「金沢」の語には、「石川県中部、金沢平野中央の市」や「姓氏の一つ」の意味があるといえます。そうすると、この「金沢」の部分には識別力がなく、本願商標の要部は「まごころ歯科」であるから、引用商標「まごころ歯科」とは類似の商標であるとするのが、基本的・一般的な商標の類否判断手法に基づく考え方でしょう。原査定ではまさに、このような考え方がされたものと思われま

一方で、本審決では、この点には触れることなく、本願商標はあくまで一連一体の語として引用商標と比較した結果、両商標は非類似であるとされています。

なお、クリニック名や医院名の商標同士の類否が、拒絶査定不服審判で争われることも少なくはありませんが、そのほとんどは、商標「〇〇〇」と商標「〇〇〇クリニック」の類否が主な争点であり、本事件のようなケースはかなり珍しいという印象です。

それにしても、本審決の考え方に基づけば、たとえば「横浜まごころ歯科」とか「町田まごころ歯科」などといった商標についても、それぞれ本願商標及び引用商標とは非類似と判断されるべきということになります。本当にそれで良いもののでしょうか。

本審決の考え方に基づけば、「〇〇〇歯科」を分院展開して、語頭に地名を入れる場合、それらすべての名称について商標登録をしておかないと、後から第三者に商標登録されてしまう可能性があることになってしまいます。

たしかに、世の中のクリニックや医院の実際の運営状況を見てみると、実質的に同じクリニック名や医院名である医療施設が、それらが存在する地域名を一方または双方の名称中に付けることによって、うまく棲み分けをしている実情はあるようにも思えます。しかし、だからと言って、あまりに類否判断を緩くしてしまうのも、先発が容認できない程度で後発のフリーライドを許してしまうことになりかねず、個人的には妥当ではないと考えます。

なお、インターネットで検索してみると、「まごころ歯科」の語を含む名称の歯科医院等が、すでに世の中にかなり多く存在しているようにも見受けられますので、おそらく本事件では、そのあたりの事情も考慮されたのではないかと思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年9月20日 >